

令和6年7月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和6年7月25日（木）午後2時36分～

場所：本庁舎5階 5-1・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和6年7月25日（木）、本庁舎5階 5-1・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	落 合 喜 治	1 5 番	伊 澤 忠 治
3 番	永 野 良 徳	1 6 番	井 出 茂 康
4 番	田 代 恵美子	1 7 番	漆 原 豊 彦
6 番	関 根 栄 一	1 8 番	北 村 利 夫
7 番	齋 藤 義 治	1 9 番	宮 治 政 彦
8 番	井 上 哲 夫	2 0 番	安 藤 康 彦
9 番	上 田 洋 子	2 1 番	佐 藤 智 哉
1 0 番	吉 川 誠	2 2 番	澤 野 孝 行
1 1 番	飯 田 芳 一	2 3 番	平 川 勝 昌
1 2 番	三 上 健 一	2 4 番	神 崎 享 子
1 3 番	吉 原 豊	2 5 番	砂 川 耕 介
1 4 番	加 藤 登		

欠席委員は、次のとおり

2 番	小 林 正 幸	5 番	西 山 弘 行
-----	---------	-----	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	幸 田	主 幹	坂 間
主 査	森	主 査	久 保

委員会の日程は、次のとおり

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 19号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 2 | 議案第 20号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 21号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第 22号 | 非農地証明願について |
| 日程第 5 | 議案第 23号 | 特定農地貸付け承認取消しについて |
| 日程第 6 | 議案第 24号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について |
| 日程第 7 | 議案第 25号 | 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 8 | 報告第 11号 | 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について |

開会 午後２時３６分

事務局（幸田事務局長） それでは、お待たせをいたしました。

ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

それでは、本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数２５名、出席者数２３名でございます。

開会に先立ちまして、事務局より御報告がございます。

６月２８日に、神奈川県農業会議の第５５回通常総会がございました。総会終了後に、臨時の理事会が開催されまして、その際に、新副会長ということで、齋藤会長が選任されましたことについて御報告をさせていただきます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶を、よろしくお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中を、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

最近、このところ異常と言えるほどの暑さでございますので、熱中症には十分にお気をつけ願いたいと思います。

また、今月から、地域経営会議の第２回目の会合が始まります。このことは、各地域の計画策定は、将来の農業のあり方について、また、個人個人、自分自身の将来的なもののあり方について決める策定でございます。藤沢市全体の農業をこれからどうするのかということもありますが、地域の皆様方が、１０年後にはどのような農業をするのか、自分自身で決めていただいて、この地域経営計画に反映をさせていただきたいと思っております。

この地域計画が始まった当初には、メリットとかデメリットとかいろいろなお話をさせていただきましたが、そういった面から見ても、これからの１０年後の農業というものを、各家庭でも十分に話し合っていて、地域計画を決めていただきたいと思いますと思っております。

先日も、立石地区から始まりまして、８月、９月にかけて各地域で２回目の話し合いが進んでおりますので、ぜひとも積極的な意見を出していただいて、地権者の皆様、一人でも多くの方が参加できるようにお願いをしたいと思います。

す。

また、先ほど局長からお話がありましたように、神奈川県農業会議の臨時の総会がございまして、その席で、副会長をやれということで、今回、副会長になったわけですが、ひとつ皆様方の応援が必要でございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、7月の総会を開会いたします。

よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

事務局（幸田事務局長） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（久保主査） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、会議を始めます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、25番の砂川耕介委員と1番の落合喜治委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事

者、2人。所有面積、耕作面積、ともに23a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、大庭の1筆。地目、畑。地積、499㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望により。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、2人。所有面積、耕作面積、ともに23a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、大庭の2筆。地目、いずれも畑。地積、2筆合計1,626㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望により。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1及び番号2について意見を求めます。

24番、神崎委員。

24番（神崎享子委員） 資料は1ページをお開きください。

番号1及び2については、道路を挟んで隣り合っている農地が申請地になっています。譲受人が同じであるため、まとめて意見をします。

本件の申請地につきましては、県道藤沢・厚木線にある「舟地藏」交差点から南西に約200mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談をいたしました。

譲受人は、横浜市青葉区でタケノコを生産しており、今後は、ヘーゼルナッツの生産により農業経営を行う予定です。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地については、ヘーゼルナッツを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

―― ―――
―― ―――
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第19号について、許可をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第19号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第2、議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） 「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご説明をさせていただきます。

地区、六会・長後。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、56a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、高倉の3筆。地目、いずれも田現況畑。地積、0.35㎡。内容、一時転用。転用目的、営農型太陽光発電設備。一時転用期間につきましては、許可日から3年間。農地種別、農用地区域内農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

22番、澤野委員。

22番（澤野孝行委員） 資料は3ページをお開きください。

本件につきましては、当該地に営農型太陽光発電設備を設置するため、平成30年7月の総会において承認され、平成30年8月24日付で神奈川県知事から農地転用許可を受けた件について、前回の一時転用の許可日から許可期間である3年を迎えることから、再度、農地転用許可申請書が提出されたもので

す。

本件の申請地は、境川にかかる「境川橋」の南側に約200mの土地になります。

太陽光パネルの下部の農地では、日光をあまり必要としない作物である本圃を栽培しております。

当該地につきましては、農用区域内にある農地であり、原則転用不可となっておりますが、本件は、農地に支柱を立てて営農を継続しながら、農地の上部空間に太陽光パネルを設置するものであり、例外的に転用可能な事業に該当するものです。

本事業は、営農の適切な継続が前提となることから、申請人に対し、営農計画どおりの作付け・肥培管理が行われない場合は、太陽光パネルの撤去命令に従うこと、国の取扱通知に基づき農作物の収穫量や売上高等について、毎年必ず報告すること、一時転用期間満了時には、再度一時転用許可申請を行うことなどについて指導しております。

現地につきましては、令和6年7月16日に、地区委員の私と事務局職員で確認しました。申請どおり営農型太陽光発電設備が設置されていることを確認しています。

地区協におきましては、申請人及び申請人の代理人と面談し、改めて太陽光パネルの下部の農地において適切な作付け・肥培管理を行うことについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第20号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第20号について、許可することに決定をい

たします。

次に移ります。

日程第3、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、地番、宮原の1筆。地目、畑。地積、2, 257㎡。内容、所有権移転。転用目的、貸車両置場。事業地につきましては、他に雑種地を含む。農用地区域除外日につきましては、平成2年3月31日。農地種別、第3種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

10番、吉川委員。

10番（吉川 誠委員） 資料は5ページをお開きください。

本件の申請地は、県道丸子・中山・茅ヶ崎線にある「用田」交差点から南に約250mの土地になります。

農地の区分は、300m以内に御所見市民センターがあるため、「第3種農地」と判断いたしました。

本件は、市内にて自動車製造業を営んでいる法人から不動産賃貸業を営んでいる譲受人に要望があったものです。

要望者は、製造車両増産に伴い2,000㎡から5,000㎡の車両置場を希望しております。また、土地の権利は、初期投資を抑えるため売買ではなく賃借にすることを併せて希望していることから、譲受人が農地所有者から当該地を購入し、要望者に車両置場として賃借するものです。

させていただいて、農業後継者がいる方など、特に、昼間で申し訳ないけれども、出席だけはしまししょうね、自分の土地のことですから、というふうに申し上げましたけれども、今回は、6人ぐらいの出席ではありました。

それで感じたことは、全体的にそうですが、全国一律の方法で法整備、施行等、地域計画を立てたりというのは、とても無理のあることだなど、皆さんも感じておられると思いますけれども、それはとても感じます。

だから、どうしたらいいのか、他市の方、農協さんもそうですが、農協さんは、農業だけではなくて経営の問題とかいろいろあるでしょうから、大変だと思います。ただ、農業委員会って、幸いなことにどうか、それが決まりで、農業をやっている人の集まりですよ。

ですから、この場から、毎回毎回、意見として「ちょっと違うんじゃないですか、都市農業振興基本計画とか農業経営基盤強化促進法とかいろいろありますから、そういうところで、もうちょっと考えていきましょうよ」というのを、皆さんで声を出していきましょう。私も声を出そうと思っています。

以上です。

議長（齋藤義治委員） はい。

2回目の地域計画会議が始まります。1回目は、藤沢市は16地区か17地区のうち、私は13地区ぐらい出席をしましたけれども、そのときに感じたことは、やはり地権者の方の出席が非常に少ないのと、そして、新規就農の方が随分出席されているなということは感じております。

先ほど冒頭の挨拶の中でも、ちょっと申し上げましたが、自分の土地のことですし、将来的にこの土地がどうなるのかということは、自分の考えをはっきり示していただいて、地域または藤沢市全体でこのように考えているということ、皆様方から言っていただきたいと思っています。

これから始まる第2回目の地域計画の話し合いの席には、一人でも多くの方に出席をしていただきたいと思っていますので、よろしくお願いをいたします。

事務局から、その他の報告はございますか。

事務局（坂間主幹） ございません。

議長（齋藤義治委員） それでは、以上をもちまして、7月の総会を閉会といたします。

御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

冒頭も申し上げましたが、熱中症には十分御注意を願いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

本日はありがとうございました。

閉会 午後3時07分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)